

## 野田市情報公開条例の一部を改正する条例（案）の概要について

### 第4章及び第5章

現行の「第4章 補則」を整理するとともに、新たに「情報公開の総合的な推進」の章を設けるもの。

### 第1条

本条例は、行政文書の開示を請求する権利の創設に加えて、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、行政運営の公開性の向上を図るものであることを明記するもの。

### 第2条第2号

行政文書に、電磁的記録及び指定管理者が当該管理の業務に関して保有する文書等が含まれることを明記するとともに、写真及びフィルムは図画に含まれ、磁気テープは電磁的記録に含まれることから、これらの規定を整理するもの。

また、行政文書から除くものとして、「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの」を規定しているところ、特別に保有している施設の例示としていた「公文書館」が市にはなく、例示として不適切であることから、「図書館」に改めるもの。

### 第2条第3号

開示の方法の規定（第14条）の整備に伴い削除するもの。

### 第4条第2項

行政文書開示請求書に不備があるときの対応を明記するもの。

### 第5条第1項

第4条第2項の新設に伴い、必要な用字用語の整理をするもの。

## 第6条第1号、第4号及び第5号

用字用語の整理をするもの。

## 第10条第1項

行政文書の開示の請求に対する開示等の決定の期限の規定について、分かりやすい規定である野田市個人情報保護条例に合わせるとともに、請求書に不備があるときは、当該不備の補正がなされた日の翌日から起算して15日以内が原則であることを明記するもの。

## 第14条

野田市個人情報保護条例の規定に合わせて、行政文書の開示の方法等を明記するもの。

## 第15条

本条は、行政文書の開示に関する手数料は無料であること（第1項）だけでなく、行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担（第2項）について定めるものであることを見出しに明記するもの。

## 第15条の2

現行の条例第17条の「他の制度との調整等」について、行政文書の開示に関する規定であることから、現行の「第4章 補則」から「第2章 行政文書の開示」に移行するもの。

## 第16条第1項第2号

開示請求者以外の第三者が開示に反対している場合の野田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問についての規定を整備するもの。

## 第17条

現行の第19条について、情報通信技術の活用による情報の提供について明記した上で、新たに設ける「情報公開の総合的な推進」の章の先頭に移行

するもの。

#### 第18条

情報公開条例を市長部局（総務部総務課）が軸となって運用することを明記するもの。

#### 第19条

現行の第20条について、出資法人等に対し、情報公開を行うために必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、第19条に繰り上げるもの。

#### 第20条

現行の第21条を繰り上げるもの。